

地方議会議員年金制度に関する意見書

市町村議会議員の年金財政は、平成の大合併の大規模かつ急速な進展による議員数の減少と受給者数の増加等により急速に悪化し、平成14年度及び平成18年度の二度にわたり大幅な掛金の引き上げと給付の引き下げが行われた。しかし、国の責任において措置すべき合併特例法の規定に基づく激変緩和措置が不十分であったことから、平成23年度には積立金が枯渇し、破綻が確実視されている。

このような中、昨年12月に開催された国の検討会の最終報告では、掛金の引き上げ、給付の引き下げを基本とした見直し案と制度の廃止案とが検討されたものの、今後のあり方についての結論は得られなかった。

この見直し案については、議員の負担が既に限界にあることや、年金が受給者の生活基盤に必要不可欠な存在となっていることなどを勘案すれば、到底受け入れられるものではない。

よって、国におかれては、国策によって推進された市町村合併に身をもって協力した市町村議会議員の思いを厳粛に受けとめ、地方議会議員年金制度について、次の事項について特段の措置を講じることを強く要望する。

- 1 市町村合併の影響による年金の財源不足については国の責任において全額を措置することとし、これ以上の掛金の引き上げや給付水準の引き下げは行わないこと。
- 2 地方議会議員年金制度を廃止する場合には、国会議員互助年金の廃止の例にならい、現行の給付水準での年金支給か一時金を選択できるものとし、一時金については受給資格の有無にかかわらず掛金総額の80%とすること。
- 3 平成23年度の制度破綻にかんがみ、対応策について早急に結論を出すこと。
ここに横浜市議会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

あて

横浜市議会議長

川口正寿